協働型事業の実施支援によるさらなる市民スポーツの振興について

京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議(以下,「リエゾン会議」という。)では,これまでから,「京都市市民スポーツ振興計画」の進捗管理及び助言を行うとともに,委員同士が連携して自主的に協働型事業に取り組み,スポーツの横のつながりを強化していくことで,市民スポーツの振興を図ることを目的に取組を展開してきたところである。

先般,2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されるなど,市民のスポーツに対する関心は,今後ますます盛り上がりを見せることが予想される。これを機に,市民スポーツの振興に弾みをつけ,より一層の推進を図っていくために,これまでの取組を補完,補強し,希望する団体等に協働相手を斡旋する等による協働型事業実施のための支援に新たに取り組む。

1 協働型事業の実施支援の取組について

(1) 支援方法等(案)

これまでの取組を補完、補強し、より一層市民スポーツの振興を図るため、次のとおり協働型事業実施のための支援を行う。

- ① 他団体等との協働を希望する団体等は、本市ホームページに新たに設置するリエゾン会議のページから(電話又はメール等により)事務局(市民スポーツ振興室)に相談を申し込む。
- ② 事務局は、申し込まれた内容についてリエゾン会議又は同会議内に新たに 設置するプロジェクトチーム会議に報告する。斡旋が可能な団体等について 御意見をいただき(可能な場合は紹介していただき)、協働相手を選定する。
- ③ 選定された協働相手を事務局から紹介し、紹介を受けた団体等は協働型事業を実施する。実施された協働型事業については、本市ホームページ内のリエゾン会議のページにおいて適宜紹介していく。
- ※1 本市ホームページでは、関係団体ホームページへのリンクを貼り付ける 等各団体の活動内容等の紹介を行うとともに、活動内容等の紹介を希望す る団体の募集のほか、本取組に対する意見の募集等も行っていく。
- ※2 支援方法等については、実績を踏まえながら適宜改善していく。

(2) 今後のスケジュール

平成25年12月 本市ホームページへのリエゾン会議ページの設置,取組 開始

2 要綱の改正について

本取組の実施に合わせて,「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議(スポーツリエゾン京都)設置要綱」に取組内容を追記し,併せて「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」の制定に伴う所要の規定整備を行う。

別紙:「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議(スポーツリエゾン京都)設置 要綱」改正案